

平成29年（2016年）12月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成29年12月 5 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成29年12月15日（金）

応 招 議 員

1 番	岡村哲雄	2 番	大西瑞香
3 番	原 隆伸	4 番	谷 節夫
5 番	奥村 仁	6 番	樋口泰生
7 番	太田哲生	8 番	瀧本 攻
9 番	近澤チヅル	10番	入江康仁
11番	家崎仁行	12番	玉津 充
13番	奥村武生	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

(午前 9時 30分)

家崎仁行議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

家崎仁行議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

家崎仁行議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

8 番 瀧本 攻君

9 番 近澤 チヅル君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

家崎仁行議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において、各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各

常任委員長から審査経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 入江康仁君。

入江康仁総務産業常任委員長

8番 入江です。

皆さん改めて、おはようございます。

平成29年12月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月6日水曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名出席のもとで開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課、財政課、農林水産課、商工観光課、危機管理課の課長及びに職員であります。

また、本会議において、付託されました案件は、

議案第59号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例

議案第60号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第61号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第62号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第63号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第64号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

陳情第1号 紀北町議会の議員定数の適正化に向けた速やかな条例の改正を求める陳情書

の議案6件、陳情1件、合計7件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、議案第59号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論、ともになく採決に入り全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定しました。

次に、議案第60号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論、ともになく採決に入り全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第61号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑といたしまして、本会議でも質疑がありましたが、この条例は職員の条例ということになっていますが、正規職員、臨時職員、嘱託職員、現業職員など、職員の種類はいろいろあるかと思いますが、その全てに該当するものかしないのか回答をお願いしますという質疑に対しまして、今回、改正する部分については、嘱託職員の方を対象とするものです。なお、一般職員、現業職員については、既に育児休業が3年間までとれると定められていまして、今回、改正するものについては、他の法律によって半年間の延長が認められましたので、それに伴って嘱託職員についても適用するというものですという答弁でございました。

次に、本会議の中でも、雇用保険法の一部改正が行われたということで、給与の減額があるのかなのかという質問があり、その部分に関しては、社会保険から給付されるという説明があったと思いますが、それについて、一般職と嘱託職員との違いをもう少し詳細に説明願えますかという質疑に対しまして、本会議の中で説明しました規定では、基本的には育児休業は無給ということになります。

ただ社会保険等によって、育児休業給付というものがあり、給付率が67%で、そちらのほうから給付されることになります。一般職については、基本的には同じ考え方で、共済組合のほうから給付されるという制度になりますという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、質問の中で育児休業は無給であると言われたのですが、国家公務員も他の市町村の職員も含めて無給ですかという質疑に対しまして、基本的には全て同じだと思います。ただ、先ほど説明しましたように、育児休業給付という形で措置出ることになりますという答弁でございました。

育児休業給付というのは、資金の出所はどこですかという質疑に対しまして、基本的には社会保険です。そちらのほうから給付されるという形になりますという答弁でございました。

先ほどの議案第59号、60号もそうですが、施行日が公布の日からとなっていますが、具体的には日にちというのは、どうなるのかわかりますかという質疑に対しまして、施行日については議会で認められましたら、ただちに公布させていただくという形になると思いますという答弁でございました。

次に、議決されたその日か次の日からと考えればよいのですかという質疑に対しまして、

議会で議決された以降、議会のほうから議決したという文書が届きますので、その届いた日に公布させていただくということになると思います。1日、2日ぐらいかかるかと思いますがという答弁でございます。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第62号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑といたしまして、議案第62号についても、63号についても同じなのですが、再度詳細な説明を求めたいということと、本会議での質問に対する答弁についても、よくわからなかったもので、もう一度説明をお願いしますという質疑に対しまして、今回、平成29年度の人事院勧告がなされたことに伴う給与改定がありますので、それで今回、条例の改正をお願いしますものです。

その内容については、1点目は民間企業との格差を埋めるため、給料月額を1,000円から400円引き上げるもので、給料表1級の初任給を1,000円引き上げるなど、若年層の引き上げ幅を大きくし、民間との較差0.15%を埋めるため、平均改定率で0.2%の引き上げを実施するものです。

2点目は、一般職の職員の勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げ、期末勤勉あわせて年間の支給率を4.3月分から4.4月分に再任用職員の勤勉手当を0.05月分引き上げ、期末勤勉あわせて年間の支給率を2.3月分に改定するものです。

質問の内容ですが、嘱託職員の給与の改定はどうなるかというご質問でした。嘱託職員についても、これまで現業職の給料表の号給を適用していますので、その適用していた号給を引き上げるのかということについては、これまでの経緯をお答えしたのは、翌年度の4月から引き上げているということですので、仮に引き上げることになりますと、平成30年4月から適用ということになります。

ただ、現時点においては、新年度予算も決定されていないことから、引き上げる方向で検討するということをお答えしましたという答弁でございました。

次に、新年度から引き上げる方向ということですねという質疑に対しまして、はい、その方向で検討に入っているということですのでという答弁でございました。

次に質疑に入りまして、2点ほどお聞きします。

先ほどの説明にもあったのですが、民間との差があるということですが、民間にもいろ

いろいろあるので、どのような調査が出てきているのか、もう一つは今回の議案第62号の中では、特別職の賞与の見直しは含まれていないのか、その辺りをお答えくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、民間との較差の問題ですが、国等に準じて行っているということで、人事院勧告ではどのようなところを対象として調査しているのかということになりますと思いますが、調査対象については企業規模が50人以上の民間事業所ということになります。

なぜ50人以上かと言いますと、役職等の配分が50人以上の規模ですと、課長や係なども含まれているだろうということで、そういったところを国は対象としています。

次に、企業数ですが、約1万2,400の民間事業を調査するというのと、人数につきましては、53万人、そういった方々の個人の給与の実態を調査した上で、較差を是正していくということです。こういったことで、今回、差が生じているということです。

特別職の報酬ということになれば、特別職の報酬審議会等に諮った上で決めていくということになると思いますので、現時点では理事者のほうで、それは必要ないという考えの下で、今回の条例改正にはあげていませんという答弁でございました。

また、次に質疑といたしまして、まず1点目は条例改正後のラスパイレス指数はいくつになるのか。改正前と後でわかれば教えてください。それと副委員長もおっしゃったのですが、同一労働同一賃金という観点について、課長のお考えがあればお聞かせくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、ラスパイレス指数ですが、平成29年の分については、97.4%となっています。国を100%とした場合です。

今回、改定したことによって、どのようになるのかというのは、国が決まっていない中、現時点ではわかりかねます。ただ国も同じように上げるということで、この差というのは、あまり変わらないのかなと考えています。

同一労働同一賃金については、国等でも言われていますので、基本的にはそれは尊重していくことになろうかと思いますが、現時点では嘱託職員あるいは臨時職員とは、基本的には職務内容についてかなり差があるのかなというように思っています。

それと、責任の問題もあり、その辺りについては、嘱託職員等については軽度の単純的な作業を行うということの中での賃金ということになりますが、現時点においては、これが適正に働いていると考えていますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第63号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第64号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）について、本常任委員会所管分の審査を行いました。

初めに総務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり総務課所管分について、質疑を終了しました。

次に、財政課所管分については、質疑といたしまして、ふるさと納税の今年度の状況を説明してくださいという質疑で、答弁といたしまして、平成29年度末で1億3,000万円を見込み補正予算を計上していますが、これは平成29年4月から10月末までのふるさと納税の実績額を基に算出しました。

現在の状況については、11月末までの実績が確定しましたので、資料を配付し説明します。平成29年11月末の実績は、寄附件数3,283件、寄附金額は8,958万7,316円です。昨年の11月と比較しますと、寄附件数で1,242件、寄附金額で4,048万9,351円の増となっています。

地域おこし協力隊員の着任もありましたし、取り扱い事業者の協力による返礼品の充実も図っていますので、これらのことが寄附金の増額の要因となっていると考えていますという答弁でございました。

配付資料を見ますと、11月末で寄附金額が8,958万7,316円となっていますが、この数字を算出根拠としての29年度末で、1億3,000万円を見込んだのですかという質疑に対しまして、平成29年度末の寄附金額として、1億3,000万円を見込みましたのは、10月末実績を基に積算しました。11月末までは昨年の実績を大きく上回っており、1億3,000万円を上回る可能性もあります。その場合は、3月補正で対応したいと考えていますという答弁でございました。

次に、資料から6月と12月ボーナスの支給月に、寄附額が多いと見受けられますが、課長の所見を聞かせてください。また、寄附者の多い都道府県を教えてくださいという質疑に対しまして、6月についてはふるさと納税返礼品の見直しを実施し、取り扱いを開始する月ですので、増加していると考えられます。12月については、年末調整等で寄附が可能な金額が確定するため、寄附額が増加されると考えています。県別の寄附が多いところは、東京都が最も多く、申込件数が827件で、全体の25.08%。神奈川県が289件で、7.91%と、

関東圏からの寄附が多く、関西圏では大阪府が277件で、7.96%、兵庫県が174件で6.38%となっており、圧倒的に関東圏からの寄附者が多い状況ですという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、東京の一部の区では、税収の減額が見込まれることから、職員がふるさと納税を行わないような呼びかけも行っていると報道されていますが、紀北町のふるさと納税に対する取り組みや、今後の見通しを教えてくださいという質疑に対しまして、ふるさと納税に関しては総務省からも、返礼品の過熱競争を抑制し、見直し等も行われています。

国の方針によって、ふるさと納税制度が大きく左右されますので、今のところ貴重な自主財源ではありますが、経常的な収入として考えず、あくまで臨時的な収入として考えています。今後も、寄附額を集める努力をしていきますが、それと同時に寄附をいただいた方の意向を尊重し、寄附金の使い道も考え、紀北町にふるさと納税して良かったと思えるような取り組みも行っていきたいと考えていますという答弁でございました。

質疑といたしまして、ふるさと納税が増加することにより、交付税算定の影響はありますかという質疑に対しまして、現時点のふるさと納税制度においては、交付税算定の影響はありませんという答弁でありました。

以上のとおり財政課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、農林水産課所管分についてに入り、質疑といたしまして、歳出39ページの国補農業用施設災害復旧事業とは何ですかという質疑がありまして、答弁といたしまして、去る11月の補正予算（第5号）で、農林水産施設災害復旧事業費を認めていただいています。第5号の補正については、小規模かつ緊急性を要するもののみを予算計上させていただいていました。大規模なものについては、概略の設計等を行った上で、今回、予算の補正をお願いするものです。

その内容ですが、国補農業用施設災害復旧事業については、二又木用水路の災害復旧費、十須頭首工の災害復旧費です。また、町単農業用施設災害復旧事業については、黒浜海水浴場へ至る農道の災害復旧費ですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、そうすると11月20日に議決された事業が計上されているのかという質疑に対しまして、補正予算にはその事業の工事請負費は計上されていません。その理由として、概算の復旧費用がまとまったのが、12月補正の予算編成時期となったためですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、歳出26ページの漁港管理費ですが、本会議で島勝漁港等の

補修と聞きましたが、もう少し詳しく説明してくださいという質疑に対しまして、島勝漁港の工事については、工事請負費85万1,000円の増で、本年9月15日に発生した、島勝漁港内コンクリート陥没部分の復旧を行ったものですという答弁でございました。

次に、この工事については、わかりました。事故現場を私も見ましたが、ほかの部分も非常に路面が悪く、フォークリフトなどの走行に安全な状態ではないです。事故が起こった部分の修理はわかりますが、その他の今後、事故が起こる危険性がある箇所の修繕について、課長は現地を見てどのようにしていこうと考えていますかという質疑に対しまして、今回の事故については、左岸側の水路が吸い出しを受け、コンクリートの陥没にいたっています。また、水溜まりが大きくできる箇所があり、事故現場の右岸側も同様になっているのではないかと懸念もありましたので、右岸側の試掘を行いました。その結果、右岸側については健全な状態であり、特に工事は行っていません。

また、委員の指摘する全体的なものについては、国の補助制度等も活用し、今後は長寿命化計画にも位置づけ、また、紀北町には5漁港がありますので、年次的に修繕計画を立てる必要があると考えていますという答弁でございました。

次に、歳出26ページの漁業振興対策事業の三重外湾漁協の水槽購入と説明がありましたが、いくら予算総額に対しての補助金なのか、また水槽の数などについて、詳細がわかれば説明してくださいという質疑に対しまして、三重外湾漁協が管轄している魚市場は、長島魚市場と島勝魚市場、引本魚市場があります。

その中で1トン水槽を多く使用するのが、長島魚市場と島勝魚市場です。三重外湾漁協では、水槽が不足する場合、相互に補充し合いながら、その都度対応しています。また、三重外湾漁協では、これから2月、3月に水揚げが最も多くなる時期のため、年次的に水槽の数を整備する事業を行っています。

現在、島勝と長島を合わせて、約300台の水槽がありますが、想定する水揚げ量から最大440台が必要だと考えており、140台が不足していることから、今回の補正で50台を支援しようとするものです。

また、漁業振興対策事業については2分の1の補助事業となっており、三重外湾漁協が155万2,000円、町も155万2,000円の負担で事業を進めるものですという答弁でございました。

次に、歳入11ページの雑入、林政関係雑入として、広域基幹林道野又越線開設促進協議会解散に伴う清算金、89万5,000円がありますが、これの経緯を教えてくださいという質疑

に対しまして、広域基幹林道野又越線開設促進協議会の解散についてですが、解散により三重南北縦貫道、国道422号など、他の路線への影響はありません。解散の経緯についてですが、広域基幹林道野又越線開設促進協議会は平成4年4月、旧紀伊長島町と旧宮川村で発足し、陳情活動や両町村間の交流などを行ってきました。

その後、開設事業も軌道に乗り出したことから、協議会活動も縮小傾向となり、平成13年度までは、両町村から負担金を徴収していたものの、その活動は行われていない状況となりました。

林道野又越線開設事業は現在も継続されていますが、昨今の状況から、大規模な陳情や交流会等の大きな経費を使用することも考えにくいことから、陳情等が必要な場合は、現在の紀北町、大台町の両町の既存の予算の範囲内で、対応が可能ではないかと、大台町と協議を行った結果、この時期を機に解散ということになったものです。

また、協議会の会計としても、平成4年度から平成13年度まで徴収していた負担金のうち、活動経費を差し引いた残金が残っていたため、解散と合わせて清算することとなりましたので、今回の歳入予算の計上に至ったものですという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、広域基幹林道野又越線開設促進協議会は解散され、林道は全線開設されていないと思いますが、残りはどのくらいの規模になるのですか。昔から大杉谷と紀北町は交流もありますし、国道422号の進捗はわかりませんが、早いうちに野又越線の開設は、実施していただきたいと思いますが、どのような状況なのかという質疑に対しまして、広域林道野又越線については、現在、県営の事業で開設工事を進めています。

野又越線については、紀北町と大台町を結ぶ基幹的な林道として考えています。また、古くから文化的な交流等も、旧紀伊長島町と旧宮川村の間であった経緯もあります。その意味でも協議会の解散いかにこだわらず、両町として進めていくべきであると考えています。また、延長については、全線で1万5,621m、そのうちトンネルが840mです。また、開設済みの延長が1万3,032m、残り未開通の部分が2,589mであり、そのうち橋梁が3橋、トンネルが1箇所が残っていますという答弁でありました。

次に、事業としてどの程度、見込めますか、相当の事業量が残っており、あと何年もかかると思いますが、今後の見込みがわかれば教えてくださいという質疑に対しまして、現在、全体事業費を65億6,000万円と見込んでおり、そのうち約40億円執行されています。また、残事業費が約25億円程度で、現在、県営事業で進めています。

平成16年、平成23年の豪雨により、旧宮川エリア、旧紀伊長島エリアも相当被災し、事業の進捗が遅れたものの、現在も事業を進めています。また、今後の国の予算づけ等もありますが、両町も引き続き積極的に促進していきたいと思っていますという答弁でございました。

以上のとおり、農林水産課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、商工観光課所管分についてに入り、質疑といたしまして、予算書11ページの電気自動車用充電器設置維持権利金の仕組みについて、説明をお願いしますという質疑に対しまして、この維持権利金は、電気自動車の充電器を利用した電気代に見合う分と、自動車メーカーから設置にかかる維持費を補助していただいているもので、過去1年間の実績に基づいて算出されているものですという答弁でございました。

次に、平成28年度分の電気代について、応分の補助をいただくということですか。それは何箇所から入ってきますか。メーカーの数など詳しく教えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、算出方法については、契約電力容量に基づく、基本料金に通信費用と、利用時間に応じた電気代相当分を加えたものと、単に利用時間に、単価を乗じて算出されるものがあります。

歳入の入り方としては、合同会社日本充電サービスという会社に1本化されています。この日本充電サービスは、自動車メーカーのトヨタ、ニッサン、ホンダ、三菱の4業者らが出資者となっていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、充電器を設置することによるメリットはありますか。

維持権利金と電気代などの経営的に収支はどうなっていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、経営的にはメリットはありませんが、電気自動車を充電するには、急速充電器でも30分くらいの時間が必要ですので、その時間が両道の駅や、始神テラス内の消費につながるということと、利用者の利便性の向上を図るという観点で設置しています。

平成29年度予算で考えますと、道の駅マンボウは数千円の黒字、道の駅海山・始神テラスは赤字となっていますという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、電気自動車用充電器設置維持権利金と電気代等の収支、黒字なのか赤字なのか分かる資料をお願いしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、電気自動車用充電器設置維持権利金と電気代等の収支の資料をお渡ししますという答弁でございました。

次に、道の駅マンボウの修繕は、三重県の施設の部分と、町の施設の部分があると思いますが、町が整備した施設の部分についての修繕ですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今回、漏水修繕するのは、調理室です。この調理室は町で整備したものですので、町の施設として修繕するものですという答弁でございました。

以上のとおり商工観光課所管分についての質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり危機管理課所管分についての質疑を終了して、本委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、次に、陳情第1号 紀北町議会の議員定数の適正化に向けた速やかな条例の改正を求める陳情書について、審査をいたしました。

質疑といたしまして、この陳情書は、陳情事項にあるように、議員定数の適正化に向けた条例の改正を速やかに実行されたいということであり、これは、議員定数を減らしてほしいということです。その後の文面においても、そのように読み取れるので、私は陳情書をそのように理解しました。

陳情の内容は、自分の考えと同じでありまして、昨日の議員定数検討特別委員会においても、議員定数減のほうに手を挙げましたが、その結果は、多数決で条例改正は行わず、現状のままでいくということで決まりました。

しかし、今回は、あくまでも陳情書の審査ですから、私は自身の意思に照らし、陳情は採択すべきであると考えますという意見、また前者委員と同じですという意見も出ております。

次に、また意見といたしまして、自治会連合会との意見交換会の中で、議員定数に係るものではなかったですが、議員定数についての意見も出ました。今回、陳情書を受けた中で、議員定数の適正化に向けた条例の改正を速やかに実行されたいということで、継続審査となっていました。

特別委員会では、議員定数についての陳情書についても、自治会連合会での意見交換会においても、このことについて議論しましたし、それだけでなく町民の方に私もいろいろお伺いしました。そういった中で、判断をしなければならなりません。

議員定数、現状のままで行くべきだということで、減数せずに、このままで行ったほう

家崎仁行議長

以上で、総務産業常任委員長の報告を終わります。

家崎仁行議長

ここで、10時30分まで休憩いたします。

(午前 10時 16分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

家崎仁行議長

次に、教育民生常任委員長 太田哲生君。

太田哲生君。

太田哲生教育民生常任委員長

平成29年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月7日、木曜日、午前9時30分から委員8人出席のもと、1日間、第1委員会室におきまして開催いたしました。

説明のために出席した者は、住民課、福祉保健課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第64号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

議案第65号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第68号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

請願第2号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書の提出を求める請願の議案5件、請願1件、合計6件の審査でございます。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第64号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）についての審査を行いました。

はじめに住民課所管分につきまして、審査を行いました。

地区集会所の修繕料及び工事請負費、そして集会所に対する災害の保険の適用について、質疑がありました。答弁としましては、住民課が関係する補正予算は、地区集会所管理費の233万2,000円の増額であります。これは平成29年9月と10月に来襲した台風18号と21号により、被害を被った集会所の修繕料及び工事請負費になります。

修繕料の箇所といたしましては、中新田、大原、久野、呼崎、出垣内、山本の集会所です。

工事請負費の箇所としては、平岩新町、渡利の集会所です。

内容としては、中新田集会所は、台風18号による瓦の被害、台風21号では大原集会所は屋根の損壊、久野集会所は玄関ガラス戸の破損、呼崎集会所は建物下のモルタル破損、出垣内集会所は玄関前の屋根の破損、山本集会所は屋根周辺が破損しました。

工事請負費は、平岩新町集会所は防水シートが破損、渡利集会所は室外機が浸水して破損しました。

今回、台風等で被害を受けた集会所の一部については、すでに修繕をさせていただいたものであります。工事請負費として予算計上させていただいた部分については、大きな費用がかかりますので、予算化した後、工事をさせていただくこととなります。

保険につきましては、全集会所が保険に加入しており、費用の2分の1が補てんされます。

渡利集会所の空調設備について、質疑がありました。答弁としましては、室外機は建設当時のものなので年数としては経過しています。室外機は簡単には壊れないので、乾燥させておいてしばらく様子を見ましたが復旧をしないので、機械をみていただいたところ、コンピュータ等の基盤の部分が壊れているかもしれないので修理が必要とのことでした。

また、今回の修理は、室外機のみを替えるという形で対応できると聞いています。集会所は延べ面積186.51㎡でありまして、費用は80万円ですが、今一度、内容と価格を十分にチェックいたしますという答弁でした。

次に、福祉保健課所管分につきまして審査を行いました。

民生費の紀北広域連合運営事業513万円は、電算システム経費について質疑がありました。答弁としましては、紀北広域連合運営事業513万円の補正内容については、人件費に伴う増額補正、マイナンバーに係るシステム改修費、支援費減額による市町の負担金の増額です。

続きまして、台風21号による豪雨災害見舞金について質疑がありました。答弁としましては、災害見舞金支給事業は、紀北町災害見舞金支給要綱に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により住家に被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害見舞金を支給することによって、町民の福祉及び生活の安定に資することを目的としたものです。

見舞金の1世帯当たりの支給基準については、住家の全壊が10万円、住家の半壊が5万円、住家の床上浸水が2万円と、三重県の支給基準と同額です。また、120万円については、今回の台風21号での床上浸水は54世帯であり、1世帯当たり2万円で合計108万円が該当するところですが、今後、追加がある場合を想定し、60世帯分120万円を計上しています。支給については、床上浸水と認定された住家が対象で、被害認定の調査、判定方法は研修を受けた市町村の職員が行っています。申請後、口座振込みによる支給になります。また予算上の措置が必要でありますので、成立後に早期に支給ができるよう努力いたします。

申請につきましては、被災者台帳により把握し、町から各家庭に、町の申請書と県の申請書を同封し送付する予定であります。

申請期限は、特段の事情がある場合を除き、災害の発生の属する年度末の3月31日までとなっています。また、床上浸水地域としましては、海野地区1件、船津地区2件、相賀地区34件、汐見地区17件、合計54件です。

今回の紀北町災害見舞金支給要綱は、台風21号によるものだけではなく、恒久的な要綱になります。また、台風21号以前は、この要綱はありませんでした。台風21号以降に検討いたしました。また、対象者は被災者台帳に登録された方が対象になりますと答弁がありました。

次に、学校教育課所管分につきまして、審査を行いました。

児童生徒スクールバス運行事業での増額について、質疑がありました。答弁としましては、児童生徒スクールバス運行事業の総額については、ガソリン・軽油が値上がりしたことによるものです。

次に台風被害の詳細ですが、小・中学校、幼稚園の被害状況について、質疑がありました。答弁としましては、台風21号による各小学校、中学校、幼稚園の被害状況ですが、小学校

は、相賀小学校、矢口小学校、赤羽小学校、西小学校、東小学校で被害がありました。

中学校では、赤羽中学校で被害がありました。幼稚園につきましては、ふなつ幼稚園で被害がありました。

小・中学校、幼稚園の被害状況の表がありますので、後ほど資料として提出させていただきます。

相賀小学校につきましては、床上10cm程度浸水しました。体育館の床につきましては、清掃して消毒しましたが、お金の伴う修繕はしていません。

相賀小学校では、職員室が浸水し、電話線やLANケーブル、カーペット等を交換し、給食用エレベーターにつきましても、浸水しましたので、その部分の部品交換が発生しています。

その他には、浸水に伴う電話機の故障がありました。

体育館のトイレの排水ができなかったことについては、浄化槽が浸水したため、排水できなかったものと考えています。2階のトイレから1階へ配管が下りてきていますが、浸水部分まで水が来て、トイレが使えなくなってしまいました。

浄化槽の浸水時の対策等につきまして、今後内部で検討したいと思っています。

今回の台風21号の被害の復旧につきまして、保険の対象になるものと、対象にならないものがあります。保険の対象は、相賀小学校の職員室、校長室、エレベーター、電話機の浸水部分などですが、例えば、校舎から離れた場所の植木の倒木処分費などは、保険の対象外となります。

具体的に保険の対象は、相賀小学校では、職員室、校長室、エレベーター、電話機、エアコンの復旧費用、赤羽小学校の屋根破損の復旧費用、赤羽中学校の自転車置場の屋根破損の復旧費用、ふなつ幼稚園の雨樋破損の復旧費用が対象となる予定です。

保険の補てん額につきましては、2分の1ですとの答弁がありました。

次に、生涯学習課所管分につきまして、審査を行いました。

文化財調査費の熊野古道関係事業について、質疑がありました。答弁としましては、熊野古道保全整備事業補助金については、収入が全て歳出に充当されます。交付要領に基づき平成29年10月26日に交付申請し、11月2日に交付決定を受けています。熊野古道の保全を目的とした寄附金を原資としており、熊野古道の保全、維持管理に要する費用のうち国費等に認められない、比較的小規模な修繕や利便性の向上のための簡易な事業となっています。

今回の補助金は、始神峠の3橋50万円分と、100m道標を18基修繕する9万円分を合わせて、59万円を充当いたします。3橋について、事業費の申請は約99万8,000円でしたが、そのうち50万円が対象となります。この補助金は1市町あたり50万円が上限となっています。

続きまして、各施設の修繕料について、質疑がありました。答弁としましては、公民館費は10月22日の台風21号により被災した赤羽公民館、三浦公民館、海山公民館、引本公民館の修繕料です。赤羽公民館は屋根、三浦公民館は玄関ドア、海山公民館は非常扉の不具合、引本公民館はガラスが2枚被災しました。

郷土資料館費については、資料館の清掃賃金として、当初予算で週1回分の予算が認められていますが、清掃は週2回必要であるということで、2回分となるよう予算を計上しています。

文化財調査費は、先ほどの熊野古道の始神峠3橋と100m道標、18基合わせて59万円です。

38ページの体育施設費のうち、多目的広場管理事業19万2,000円は、多目的広場の浄化槽ブロワの浸水による交換費用です。

赤羽公園管理事業は、赤羽公園の防球フェンス及び倒木により、被害を受けた外周フェンス、テニスコートベンチの上屋、外灯などが、風により被災したものです。現在の施設は全て降ろす形の設備にはなっていません。

東長島スポーツ公園管理事業は、体育館倉庫のガラスと武道館の軒下、グラウンド防球ネットの破損、合わせて39万3,000円、被災したものです。

健康増進施設管理事業については、エレベーターの地震感知器が浸水したことによる交換、ろ過機のポンプが浸水したことによるオーバーホールによる費用50万8,000円です。

保険については、風水害ですので、2分の1の充当となっています。なお、健康増進施設につきましては、施設は約30cmから40cm程度、浸水しましたが、エレベーターの地震感知器が浸水し交換しました。その他の設備もありますが、交換の必要はありませんでした。

今回は自動扉の前に土のう等を設置しましたが、隙間から浸水してしまいました。今後の浸水対策についてですが、防水テープや浸水対策の扉等を準備する協議を行っています。

設置の位置については、エレベーター内にはいろいろな部品があり、設備自体が配置できる位置が限定されています。また、設置位置を変更するためには、届出の変更などが必要となり大規模に移動することはできません。ただし、同様のことが起きないように、扉など浸水対策を行って対応をしたいと考えています。

色々と検討をしてきた中ではありますが、今後も当施設に限らず、他の施設におきましても、十分検討してまいります。

エレベーターの他の基盤類も浸水しましたが、乾燥させるなどの対応を行って、交換せずに済んだ部分もあります。今回の地震感知器については錆が出ましたので、交換させていただきました。その後の維持管理については、3カ月に一度の点検、1年に一度の定期点検等の保守点検業務委託を進めています。そちらで不備等がないようしっかり確認をいたします。

台風が過ぎてから、翌日に送風機等を準備いたしました。今後そのような場合には早急に確認できるよう準備いたしますとの答弁がありました。

質疑を終了し討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案の、本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第65号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第66号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第67号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第68号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第2号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書の提出を求める請願の審査を行いました。

事務局が請願書朗読の後、紹介議員への質疑が行われました。

主な質疑といたしましては、最低保障年金制度について、納付している人との公平性、年金支給についての財源問題、生活保護制度との整合性などであります。また、最低保障年金の金額についてであります。

答弁としましては、全ての方が生活保護制度で対応できるとは思いません。弱者の方を救うには最低保障年金が必要でないかという思いです。最低保障年金は、年金者組合の方の運動の中で求められているものは8万円です。財源及び制度を考えるのは国の仕事であると思います。

最低保障年金制度につきましては、制度を創設していただきたいという趣旨であります。金額につきましても、8万円にせよということではありません。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。採択の理由は、願意妥当であります。

以上で、本委員会に付託されました6案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

以上でございます。

家崎仁行議長

これで各常任委員長からの報告を終わります。

続いて、先の9月定例会において、継続審査となっていました、平成28年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定ほか4件について、決算特別委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

決算特別委員長 瀧本攻君。

瀧本攻君。

瀧本攻決算特別委員長

それでは、平成29年度決算特別委員会、平成28年度決算認定についての報告をさせていただきます。

先の9月定例会開会において、決算特別委員会に付託されました、平成28年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各特別会計の決算認定案件について、去る10月12日及び13日の2日間で審査を行いました。

また、それぞれの各担当課長及び職員の出席がありました。

それでは、審査の結果と経過を報告いたします。

認定第1号 平成28年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について報告をいたします。

まず、事務局費の委託料が89万円ありますが、定例会の会議録の関係のような結果ですかという問いに対して、局長から委託料の不用額の内訳ですが、会議録作成の業務委託料の精算が、65万636円、管外研修視察業務委託料入札差金が23万9,424円となり、89万260円の不用額となりましたという答弁でございました。

続いて、報償費で講習会謝礼金として3万円計上しておりますが、不用額となった理由はありますかということですが、不用額となったということで、講習会を開かなかったという答弁でございました。

以上で、議会事務局の所管についての質疑を終了いたしました。

合併前の嘱託職員の賃金が、金額が下がっていますが、一般管理費に含まれる10名の方の合併前からの嘱託職員の方はいますかという問いと、賃金の不用額が179万9,290円あるので、嘱託職員の賃金については、どのように考えていますか、またストレスチェックを行っていますかという問いに、課長から賃金は総務課、財政課、危機管理課、企画課、出納室、総務室などに勤めている嘱託職員の賃金で、合併前からいる方は3名でございます。

また賃金の不用額でございますが、急に臨時職員を雇うということがありますので、そのため計上しているということでございます。また、ストレスチェックについては、嘱託職員に対しても実施していますという答弁でございました。

人勸による職員の給料を見直しされてはいますが、合併前からの嘱託職員3名の方は、合併前よりも賃金が下がっていますかどうかという問いに、現在の賃金の基準については、他の市町村の状況を踏まえて、人事院勧告などの見直しがあれば考慮していきたいと考えていますと答弁でございました。

長期的に休まれている職員に対する給料などは、どのようになっていますかということですが、条例に基づき、1年間は8割は支給されます。1年を越えた場合の支給される母体は共済組合でございます。現在、1年を経過していませんので、給料8割を支給しているということでございます。

ふるさと納税推進事業の不用額1,200万円について、ご説明をお願いしますという問いに、課長から不用額1,200万円については、事業費の執行額の実績によるものですとの答弁でございました。

ふるさと納税について、国から返礼品について、3割以内とする旨の通知があったと思

いますが、今後の対応はどうするのですか。また、地方交付税が減額になっていますが、今後の見通しをお聞かせくださいという問いに、当町では特産品について、寄附額の45%を設定しています。これには梱包や送料等も含んでおりますので、商品としては3割程度でございますとの、概ね総務省の意向に沿った運用を行っているとの回答でございました。

交付税については、さまざまな要因で増減しますが、平成28年度については、合併算定替で減額となった金額と、同額のコличествоが減っているものと考えています。今後の見通しとしては、平成28年度の交付税から算定しますと、平成33年度に約3億円が減額になるんじゃないかという見通しを立てておりますという答弁でございました。

地方消費税交付金、交通安全対策特別交付金も前年度と比較して減っていますが、それぞれ減額の要因を教えてくださいという質問でございました。答弁として、地方消費税交付金については、平成27年度と平成28年度を比較しますと、国全体としては1,000億円の減額となっており、それに伴って配分が減額となっております。

交通安全対策特別交付金については、交通事故発生件数等により算定されております。交通違反や交通事故等が減少したことが要因と考えております。

全体の財政状況について、お伺いします。

分母となる臨時財政対策債が減額され、交付税も減額が見込まれる中、公債費負担が17.5%になっていますが、今後の見通しはどうなっていますかという問いに、公債費負担比率は、一般的に20%を超えると危険ラインと言われております。平成24年度は20%を超えていましたが、平成28年度で17.5%と徐々に減少しています。

また、公債費負担比率に対しては、実態を反映した実質公債費負担比率は、7.4%になっています。現時点ではこのまま推移すると考えております。合併特例債が4年後に廃止されますので、その後の起債の借入については、考えていく必要があると思いますという答弁でございました。

公用車の入札について、値引き率で落札業者を決定しているということによろしいですかという問いに、入札については、値引き率で順位づけを決定しております。しかし、車種によって定価等が違いますので、金額の一番低い事業者ではなく、値引き率が高い事業者が落札者とさせていただきますという答弁でございました。

公共施設等総合管理計画策定について、どのような効果を考えて委託されていますか。公共施設等総合管理計画は、国からの要請もあり、施設の利用状況や維持費など、どの程度必要であるかといった事項を基に、長期的な視野で策定するもので、また、委託先は、

専門の事業者とさせていただいておりますという答弁でございました。

以上のとおり財政課所管分についての質疑を終了しました。

次いで、出納室の所管分に入りました。

出納室の説明を受け、質疑に入り、質疑はございませんでした。

次いで、企画課の所管分でございます。

広報の配布について、紀伊長島地区は自治会への委託だと思いますが、海山地区と方法が異なると聞いていますが、実態を教えてください。また、全世帯に配布されていますかという問いに、紀伊長島地区は、自治会を通して広報を配布しています。

全世帯に配布できていないという点については、紀伊長島地区は自治会加入していない方に広報が配布されないといった課題があり、自治会に協議をお願いしてまいりたいという答弁でございました。

町のホームページの運用についてですが、平成28年度はホームページの大幅な更新もなかったことから、あまり費用がかからなかったと思いますが、どうでしょうか。ホームページについては、平成24年度に全面更新をしました。それから、5年経過していることから、来年度に全面更新を計画していますとの答弁でございました。

行政放送事業についてお伺いします。視聴率を調べることはできますか。調査する方法がなく、直接知ることは難しいので、その都度、町民の方の一般的な意見をいただいておりますということでした。

公共交通について、いこかバス、河合線の乗車率は、高齢化に伴い減少していると思いますが、どのように分析していますか。バスの利用実績については、いこかバスの利用実績は増加傾向にあります。河合線については減少傾向にあり、今後、全面的な検討が必要だと考えております。

廃止代替バス河合線運行委託料、地域間生活路線確保維持補助金の算出根拠を教えてくださいということでした。廃止代替バスの河合線は、町が負担して運行しています。補助金は三重交通の運行する尾鷲長島線、島勝線への補助金であり、国の補助要綱に沿って実施しています。内容は赤字の半分を国、県、町で負担し、残り半分以上を三重交通が負担していますという答弁でございました。

いこかバスについて、熊野古道カードのポイントによる運賃の支払い実績を教えてください。また、その場合には、町に100%の運賃が入ってくるのですかと。平成28年度から熊野古道カードのポイントのいこかバスの運賃については、活用可能な方式を商工会と共同

で導入しましたが、ポイントを活用すると半額でバスに乗ることができます。実績については、毎月商工会から報告をいただいております、便ノ山線より海野線の利用が多いです。町への収入は100%になります。

高度情報化推進事業の自治体情報セキュリティシステム強靱化事業は、繰越事業ですか。職員がたずさわった部分がありますかという問いに、町としては年度内の事業完了は不可能であったので、繰り越して、平成28年度で事業を実施しました。また、予算を踏まえながら、どのレベルまでを求めているか、検討や入札等の作業は職員が行っています。

続いて、空き家についての現状の取り組みについて、実績と成果等を教えてください。平成29年3月末現在の空き家バンクにおける物件数は24件、利用登録者数は69件、平成21年2月の運営開始から、これまでに延べ324人の利用登録がありました。成約件数は31件、そのうち町内の方が6件、町外の方が25件です。課題としては、781件もの空き家があるにもかかわらず、空き家バンクへの登録は24件と少ないことであり、今後、登録件数を増やしていきたいと考えていますとの答弁でございました。

空き家改修補助金の補助割合をもう少し上げないと、水回りの改修などにしても、現在の金額では少ないと思いますので、増額を考える必要もあると思いますがという問いに、しばらくは現状の金額で、皆さんの反応や需要などの様子を見ていきたいと思います。必要があれば増額をお願いしたいと思いますという回答でございました。

婚活の実態について、教えてくださいという質問がありました。地域の団体の方に主に釣りコンとして、婚活イベントを実施していただいております。結婚された方は町外の方で、5組の方だと伺っていますという答弁でございました。

以上のとおり企画課の所管分についての質疑を終了しました。

次に、税務課所管分についてでございます。

三重地方税管理回収機構の移管件数は増えているか、滞納金額はどの程度なのですか。それと生活を脅かすほどの滞納処分は行っていませんか。移管件数枠は例年のとおり15件ですが、移管対象の滞納額は年々減少傾向です。地方税法で差押禁止項目が定められておりますので、生活を脅かすほどの処分は行ってないという答弁でございました。

三重地方税管理回収機構への負担金は、458万2,000円とのことですが、平成28年度の徴収実績を教えてくださいという問いに、平成28年度の徴収実績は、1,524万5,788円ですという答弁でございました。

委託料の鑑定評価の委託業者を教えてください。平成28年度からは、三重県不動産鑑定

士協会と委託契約を結んでいますという答弁でございました。

不納欠損の状況について教えてくださいという問いに、不納欠損額は、平成27年度は420件、989万3,671円、平成28年度は339件、986万3,303円となっています。

分納を行っていただければ不納欠損にならないのですか。納付された箇所についての時効は中断されるので不納欠損にはなりません。分納については個別に相談を行うことで、累積滞納が解消される程度の納付計画を設定していますとの答弁でございました。

軽自動車税の滞納について、納税証明がないと車検を受けられないはずですが、滞納が累積する大きな原因は何ですかという、軽自動車税滞納については、主に複数台を所有している法人が、倒産した場合等が考えられます。個人の滞納につきましては、次回の車検の際に、必ず納税証明が必要となることから、現在、使用をしている車両についての滞納は少ないと考えていますとの答弁でございました。

以上のとおり税務課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、住民課所管についてでございますが、マイナンバーカードは何枚交付されていますかの問いに、マイナンバーカードの発行枚数については、平成29年3月31日時点で、767枚、交付率4.45%となっております。

一人親家庭の医療費ですが、対象者は、474名とのことですが、推移等が分かれば教えてくださいとの問いに、一人親家庭の推移ですが、対象者は平成24年度末で537人、平成25年度で529人、平成26年度で509人、平成27年度末で471人、平成28年度で474名ということで、減少の傾向にあるという状況ですというお答えでした。

生活困窮者、高齢者等への扶助費ですが、平成28年度は昨年度よりも、10%程度減っていますが、原因はわかりますかと。平成28年度は重度の病気の方の割合が低かったためだと思いますという答弁でございました。

紀北町では1歳から5歳までの子どもの医療費が多いように思われますが、各年齢を把握されていますかという問いに、年齢ごとには把握はしておりませんという答弁でございました。就学前と就学後の件数、金額は把握していますということでございます。

福祉医療費の現物給付化等の話もあるので、年齢的な分析も必要ではないかと思いますがどうですかという問いに、県では、窓口無料化をすることによって、低年齢の医療費が1.2倍から1.3倍増えるという試算でございます。事務費が増えるということでございます。

無料法律相談ですが、相談を希望する方の全員が予約できますかという問いに、無料法律相談は、年12回、海山地区・紀伊長島地区の両方で開催しており、相談を希望する方、

全員を受け入れられる状況でございます。

以上のとおり、住民課の所管分について、質疑を終了いたしました。

次いで、福祉保健課の所管分についてであります。保育料の収入未済額は476万8,150円で、平成28年度分1件で7,000円、あとは過年度分ということでしたが、具体的に保育所におられる方、保育所におられない方もいると思いますが、納めていただくためにどのような方法をとられているかお聞きしますという問いに、電話での催促もしており、職員も頑張っているのですが、払ってもらえません。納めてもらえる金額も少なくなっている状況ですという答弁でございました。

災害援護資金貸付金返還金の収入未済となっている64世帯の方の対応をお伺いしますという問いに、未納者のほとんどが生活困窮者ですので、生活状況を見極めさせていただき、管理や回収等に創意工夫を凝らし、より効率的、効果的な回収に努めていきたいと思っております。

災害援護資金貸付金の条件についてはの問いに、3年据え置き7年償還という答弁でございました。

放課後児童クラブ対策事業ですが、海山地区にある多目的広場の事務所から相賀小学校に移動し開設したのが、平成28年度であったと思います。現在の運営状況についてお伺いしますという質疑がありました。利用児童が減少してきたのか、全体的な児童の人数が減ってきたのか、共働きが減ってきたという分析については、現在、まだ行っていません。放課後児童クラブについては、利用していただけるような対策を行ってきたいと思っておりますという答弁でございました。

緊急通報装置設置事業ですが、固定電話の設置されている方を対象とした制度であると思いますが、携帯電話にも可能でしょうかという問いに、固定電話でなければ緊急通報装置はできませんという答弁でございました。

リサイクルセンターの修繕料は、毎年1億円程度で、今年は1億4,000万円かかっていますが、修繕の状況をお伺いしますという問いに、修繕については、平成28年度から過去4年間、修繕料がおよそ1億1,000万円から1億4,000万円程度で推移していました。どうしても、古い施設ということで、修繕費が上がっている傾向にあります。将来の広域ごみ処理施設への移行も踏まえて、できる限り修繕費が最小になるように、注意しながら修繕を繰り返していきたいと思っておりますという答弁でございました。

し尿処理場に関しても、毎年、修繕費が上がっていると思いますが、現状では、し尿処

理場がどういう状況にあるのですか。平成28年度も4,400万円ほど、修繕費がかかっていますが、これはどういう内容ですか。20年以上経っていますので、地区の同意のもと平成27年度、精密機能検査・調査を行っています。その結果、改修が可能であり、経費的にも、最も有益であることですので、改修をしていく方向で、地区の皆様の同意をお願いしていくということでございます。4,400万円の増加については、汚泥乾燥焼却設備の大規模な修繕を行ったことにより、例年より修繕費が上がりましたという答弁でございました。

クリーンセンターは、地区の同意が得られるのであれば、修理して今後も使用していくということよろしいですか。現在の施設の状況ですが、基本的には、し尿の処理割合が多く、脱水汚泥の処理が少ないという設計と能力になっていますので、増加を続ける合併処理浄化槽などの汚泥が、処理しやすい施設として改修させていただきたいと考えておりますという答弁でございました。

賃金の不用額が出た理由をお伺いしますという質問に、精算によるものですとの答弁でございました。

189万円ほど資源ゴミ収入がありました。資源ゴミの単価変動はありますかという問いに、資源ゴミの単価ですが、資源ゴミの売り上げ総収入に関しては、過去では300万円から400万円でしたが、本年度は190万円程度になりました。これは単価が低下傾向にあるということでございます。

役務費の中の環境分析は、こういった分析を行っていますか、リサイクルセンター、し尿処理施設等の環境分析は、この中に含まれていないのですか。また、どこで実施していますかという質問に、環境分析ですが、一般廃棄物処理施設の環境評価などを行っています。一つの契約の中で、予算の支出元が異なっているため、それぞれの事業の科目から支出しています。また、河川、海域については、環境に関する監視をする必要がありますので、主だった河川等进行检查して監視していますという答弁でございました。

平成28年度の通常ごみステーションの補助金は、海山地区、紀伊長島地区からどの程度の要望がありましたか。また、当初の予算額は、いくらですかという問いに、平成28年度では、通常ごみステーションの更新の助成は、総計で28件、総額で129万5,700円となっております。内訳については、海山地区と紀伊長島地区、ほぼ同数程度の助成でした。当初予算額は、50万円を計上していましたが、年度後半の不足分、住民利益を優先し、予算を流用して対応させていただきましたという答弁でございました。

以上で、環境管理課の所管分についての質疑を終了しました。

次いで、農林水産課の所管分についての質疑に入りました。

農林水産課の説明を受け、課長の説明を受け質疑に入り、質疑はございませんでした。

次いで、商工観光課所管分についてでございますが、オートキャンプ場の報償費が増えた理由は何ですかという問いに、料金体系は変わっていませんので、利用者が増えたことが要因で、季節料金を取り入れたのは、平成29年度からです。

以上のとおり商工観光課所管分の質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について、住宅使用料を過年度分100万円ほど徴収したということですが、何か特別な方法をとりましたかという質疑に、納付誓約をいただいた時に、確実に執行することを伝え、職員が出向いて徴収を行った結果、100万8,000円を納付していただきました。職員が努力した結果だと思えます。

以上のとおり建設課所管分の質疑は終了しました。

次に、危機管理課所管分についてであります。

防災行政無線管理事業の中の防災行政無線戸別受信機購入についてであります。150台購入して、現在在庫として何台ありますか。また、故障した受信機と交換した実績があれば教えてください。それと、戸別受信機の乾電池の液漏れによる故障が問題となっておりますが、液漏れ対策の周知を広報はどのように行っていますかとの問いに、平成28年度末の戸別受信機の在庫状況については、新品が387台、中古が70台、合計457台。平成28年度の貸出状況は、新品が94台、中古が68台、合計162台です。電池漏れの周知の状況については、町の広報紙とZTVの行政放送で啓発を実施しています。また、戸別受信機の故障による交換や、新規でお渡しする際にも、液漏れ対策の説明を行っていますとの答弁でございました。

以上で危機管理課所管分についての質疑を終了しました。

次に、学校教育課の所管分についてでございますが、備品購入費のタブレット端末ですが、夏休みなど学校で教えるための事業であったと思えますが、活用状況、成果はどうでしたかとの問いに、タブレット端末は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業で、38台購入し、潮南中、紀北中、三船中に各10台、赤羽中に8台配置をしております。活用状況としましては、地域未来塾において使用し、放課後や夏休み・冬休みなどの長期の休みに、希望する子どもたちに補習授業のようなことをしていますとの答弁でございました。

引本幼稚園の維持費はかかっていますかという問いに、固定的な水道、電気の基本料金、浄化槽の保守点検、トイレの管理費に費用がかかっておりますとの答弁でございました。

各学校のNHKの受信料を把握していますかと、これは課長から後から調べて報告させていただきたいとたいとの答弁でございましたので、後ほど資料を配付いたしますので、今この演壇での回答を控えたいと思います。

奨学金を今年度、13人が新たに受けられたとのことですが、その内訳を教えてください。また、返還について地元就職した場合の免除制度を設けたり、給付型に対する検討をしていますか。平成28年度の新規奨学生の内訳は、大学生等が12名、高校生が1名でした。免除制度や給付型につきましては、引き続き検討させていただきたいと思っておりますとの答弁でございました。

給食費の補助があると聞いていますが、平成28年度の対象者数をお伺いしますとの問いに、平成28年度では、幼稚園、小学校、中学校で110名に補助を実施しましたという答弁でございました。

給食費の補助に関しては、一旦、支払いをしてから無料になるのですか。また、現物給付はできないのですかという問いに、第三子が対象であり、兄や姉がいるかの調査が必要です。一旦、給食費を支払っていただいてから申請いただいております。また、給食費の支払いは、主に口座振替で行っております。資格の認定により、振替を止めたり、再開したり行ったりといった学校の負担の、間違いの防止を考慮させていただき、このように運用をさせていただいておりますとの答弁でございました。

以上で、学校教育課の所管分についての質疑は終了しました。

次に、生涯学習課の所管分でございますが、東長島公民館では、昼休みの時間は閉まっていますが、海山公民館は利用できますという問い、それと東長島公民館も海山も利用していただけるようにできないのですかというような問いでございました。公民館の使用料については、統一する方向で検討していきたいと思っておりますとの答弁でございました。

委託料は、特別天然記念物カモシカ食害対策事業のことだと思いますが、事業について詳しく説明をお願いしますという問いに、総事業費が664万8,000円で、そのうち県の補助金が81万6,000円、町が140万円、国庫補助金が443万2,000円です。

次に、委託先は、森林組合おわせです。入札については、宮川森林組合と森林組合おわせと大紀森林組合の3事業体で行っておりますとの答弁でございました。

以上のとおり生涯学習課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、水道課所管分についてであります。水道課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、一般会計歳入歳出にかかる全ての課の質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。

採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

質疑として、特定健診が無料になり受診率も伸びているのではないかと思います、推移を教えてください。また、脳ドックの委託料について、実績を教えてくださいという問いに、特定健診の受診率の推移は、平成28年度は確定ではありませんが、40%近くまで伸びる見込みです。全国的にみても大きな伸び率となっており、高く評価しております。脳ドック検診については、町独自の事業で、検診により脳の病気等が見つかっています。平成28年度の実績としては、100名の募集に対し、92名の方が受診しておりますとの答弁でございました。

特定健診の受診の伸び率が、全国でも評価されているということは、三重県内でも1番でしょうかという問いに、課長から三重県で1番でございますという答弁でございました。

特定健診に関して、後期高齢者の方にも通知は送っていますか。後期高齢者については、通知は広域連合から送られていますとの答弁でございました。

葬祭費ですが、申請に基づき支払われていますか。国民健康保険の被保険者の方に、亡くなった際に5万円を支払うという制度です。死亡届等が出されたときに、申請の案内をしています。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。

採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

保険料の普通徴収ですが、何世帯が収納未済ですかと。また、平成28年度の短期証の発行件数を教えてくださいという質疑がありました。収納未済世帯の件数は把握していませんという答弁でございました。短期証につきましては、1カ月証はなく、3カ月証は9件、6カ月証は1件、全体で10件です。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。

採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第4号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

利用者負担額補助金ですが、どこから支給される補助金ですか。また、どのくらいの利用者が補助対象になっていますかという質問に、低収入の利用者に対して、利用料等の一部を保険者が負担する制度であり、一部免除した利用料を施設から利用者に請求し、その免除額を紀北広域連合の保険者に、施設から補助申請を行い支給されております。現在では、8割の利用者が補助対象となっておりますということです。

以上で、質疑を終わり、討論に入り、討論はございませんでした。

採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第5号 平成28年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

水道課の説明で、質疑に入りました。

水道ビジョンを作成したのはいつですか。水道ビジョンで高い目標を設定していると思いますが、ビジョンの進捗率はどうですか。配水池の耐震化は進んでいますか。平成24年から10年間、水道ビジョンの進捗率は、当時の金額ベースで計算したところ、概ね40%の進捗率です。耐震診断はすべて完了しておりますが、耐震化をしていない箇所もありますという答弁でございました。

水道料金の収納率について、教えてくださいという質問に、平成28年度の収納率は、全体で91.55%、現年が99.32%、過年が11.80%という答弁でございました。

平成28年度の給水停止の経過をお伺いします。近況を報告しますと、不在や入院されている方の家を給水停止とした経緯はありますという答弁でございました。

利率が4.85%の起債がありますが、繰上償還はできないのですかという、また時効の援用の手続きされている方はいますかという質疑に、平成19年度から平成24年度にかけて、財務省の許可のもと、5%以上の利率の高いものに対する繰上償還を、保証金なしで実施できる措置があり、繰上償還をしましたという答弁でございました。それ以外の利率のものに関しては、そういった制度がありませんでしたので、残っている状況です。時効の援用については、進んでこちらから推奨するものではありません。実際に手続きされる方も

います。

以上で、質疑を終わり、討論に入り、討論はございませんでした。

採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

以上で、決算特別委員会に付託されました、案件の経緯と結果の報告を終わります。

家崎仁行議長

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

次に、これまで検討してまいりました、紀北町議員定数に対する調査検討について、議員定数検討特別委員会から委員会結果報告の申し出がありましたので、許可することいたします。

議員定数検討特別委員長 東清剛君。

東清剛君。

東清剛議員定数検討特別委員長

議員定数検討特別委員会委員長報告を行います。

それでは、議員定数検討特別委員会の委員長として、報告を申し上げます。

本特別委員会につきましては、平成29年3月2日に開催された、第1回から平成29年12月5日、第5回まで開催されました。

これまでの検討の経過と結果について、ご報告申し上げます。

平成29年3月2日、第1回の委員会を開催しまして、正副委員長の互選により、私が委員長になり、瀧本攻議員が副委員長に選任されました。

次に、本年8月24日、第2回の委員会では、各委員の意見聴取は2回行うことや、今後の会議を3回開催することなど、今後の取り組みについて、検討がなされました。

次に、本年9月13日、第3回の委員会では、県内の議員数の状況などについて、資料を基に研究いたしました。また、補欠議員選挙後の臨時会で委員定数を変更し、補欠選挙当選議員を加えることも決定しました。

次に、本年11月10日、第4回の委員会では、議員定数、委員個々の意見聴取について、それぞれの委員から、定数とそれに対する理由の意見聴取を行いました。

次に、本年12月5日、第5回の最終委員会を開催し、議員定数の最終決定をしていただきました。

議員の定数については、町民の意見を聴き、個々の考えをまとめていただき、最終意見

の集約を行い、出された意見では、幅広く地域の意見を聞けば、12名程度でいいのではないか。

また、人口減に合わせて、徐々に削減する意見や、自治会の陳情を考慮して、14名という意見。

また、削減すれば、住民の声が届きにくくなることや、削減しても地域課題は減らず、議会改革を進めることが大事であること。若手議員への門戸を狭めないなどで16名という、いろいろな意見が出されました。

記名投票による採決に入り、過半数以上の得票がなかったため、上位2位までの14名か16名かで、再度、記名投票を行った結果、16名で決定いたしました。

以上で、本特別委員会の検討の経過と結果報告を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

家崎仁行議長

これで各委員長からの報告を終わります。

家崎仁行議長

ここで、1時まで休憩いたします。

(午前 11時 43分)

家崎仁行議長

それでは、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

家崎仁行議長

続きまして、各常任委員長及び決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第59号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第60号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

続いて、議案第61号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第62号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第63号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第64号 平成29年度紀北町一般会計補正予算(第6号)について、総務産業常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、陳情第1号 紀北町議会の議員定数の適正化に向けた速やかな条例の改正を求める陳情書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会にかかる部分について、委員長報告に対する質疑を行います。
議案第64号 平成29年度紀北町一般会計補正予算(第6号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

3番 原隆伸君。

3番 原隆伸議員

健康増進施設の管理事業の中で、ポンプ及びエレベーターの修理について、補正予算があがっていますが、これはまだできたばかりで、保証期間のはずやと思うんですが、それともう一つ本来、防水施設になってなきゃあかんと思うんですが、この間の雨で問題が起こったということで、防水設備になってないと思うんで、この施設全体の防水機能及び、これ津波避難タワーでございますんで、津波避難についての考え方は、どういうふうになっているのか、そこら辺をちょっとお聞きします。

家崎仁行議長

ちょっと待ってください。

これは委員長に対しての質疑ですので、委員長がさっき言われたことに対しての質疑を行ってください。もう一度お願いします。

3番 原隆伸議員

この間、修理としてあがっていますが、この修理については、雨で問題が起こったということですので、防水機能になってないと。当然、防水機能になってなきゃいかん

と思うんですけども、そこについて、どうかということ、ちょっとお聞きします。

家崎仁行議長

その質疑があったか、なかったか。

3番 原隆伸議員

そうですね。

家崎仁行議長

太田委員長。

7番 太田哲生議員

この12月7日に開いた教育民生常任委員会の質疑では、委員から健康増進施設の修繕料については、オープン前ですが、保険に加入していましたか。そして、修繕料がたくさんありますので、それぞれの説明をお願いしますという質疑がありまして、健康増進施設につきましては、エレベーターの地震感知器が浸水したことによる交換、ろ過機のポンプが浸水したことによるオーバーホールによる費用、50万8,000円です。

保険については、風水害ですので、2分の1の充当となっています。このような答弁がございました。

以上でございます。

家崎仁行議長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第65号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第66号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第67号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第68号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第2号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書の提出を求める請願についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成28年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第2号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成28年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

これで、決算特別委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、議員定数検討特別委員長の報告に対する質疑ではありますが、紀北町議会申し合わせ事項により、委員長報告に対し、その所属する委員会の委員は質疑を行わないとしておりますので、議長を除く全議員で構成する当委員会については、質疑は省略いたします。

日程第3

家崎仁行議長

これより各議案の討論・採決に入ります。

日程第3 議案第59号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第59号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4

家崎仁行議長

次に、日程第4 議案第60号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」 と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第60号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います

(多 数 挙 手)

家崎仁行議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5

家崎仁行議長

次に、日程第5 議案第61号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

9番 近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

議案第61号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の賛成の立場で、討論させていただきます。

今年10月1日から改正育児・介護休業法が始まりました。育児・介護休業法や雇用保険法

の改定により、子どもが保育所に入所できなかった場合、育児休業期間を1歳半から2歳まで延長できるようになり、これに伴い育児休業手当金の支給も2歳まで受けることができるようになりました。

正規公務員については、既に3歳まで育休を取得できますが、休業手当金については、民間に準じて1歳、入所できなかった場合は、1歳6カ月まででした。今回の改正で、公務員も民間に準じて改正されることになりました。

さらにこの61号は、非正規の職員についても、民間法をベースとした上で、休業期間延長も自治体での条例化に任されました。これは全ての自治体がしなくてはならないものではなかったです。総務省の調査によれば、育休制度が条例化さえもされていない自治体が過半数となっております。

紀北町は既に条例化されており評価いたします。今年、会計年度に任用職員制度に関する国会審議の中で、当時の高市総務相が100%制定していただきたいと答弁をしていました。既に制度が条例化されていて、さらに今回、休業期間も延長されたことを高く評価いたします。

子育て環境や子育て制度が次々と変わる中、制度を知らせ、スムーズな職場復帰の応援体制も必要です。育児休暇を取得しやすい職場をつくるには、職場の雰囲気と職場の人員体制が必要です。みんなが元気で子育てができるよう、正規も非正規職員も安心して子育てしやすい職場をつくることが重要です。

このことが住民サービスの向上につながると思います。そのことを求め、私の賛成討論とさせていただきます。議員各位のご賛同をお願いいたします。

家崎仁行議長

ほかに、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第61号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

家崎仁行議長

次に、日程第6 議案第62号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第62号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

家崎仁行議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

家崎仁行議長

次に、日程第7 議案第63号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第63号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8

家崎仁行議長

次に、日程第8 議案第64号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

3番 原隆伸君。

3番 原隆伸議員

議案第64号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）について、反対討論をいたします。本来は反対討論に立ちたくなかったんですが、教育費の体育施設費、健康増進施設管理事業、この間の台風21号による修理費用というのを、補正予算で計上されています。

ここは元々は水溜まりのとこだったと。そこをコンクリで基礎をしてですね、建てたんですけども、当然そこには水捌けが悪くなるということが考慮される。そして、この間の水深は30cmぐらいらしいんですが、その水がプール設備の機械室に入ったということから考えて、その修理費用が計上されているというのはですね、私はできて1年以内ですか、保証期間やと思うんですけども、それともう1点、水が入って、修理をせなあかんような設備というのは、ちょっとおかしい。

当然この設備は、津波避難タワーにつくるものですから、津波が来ても、ある程度、機械は持ち堪えるようにしていかなきゃいかん。そういう意味から考えて、まず防水機能ができてない。これはおかしいと。だいたいこういう設備、これは津波にも耐えられる整備ですから、当然ステンレスでもですね、海水でも腐食されない設備にされてないとおかしい。にも関わらず防水設備になってないと。これ自身がなんか設計がおかしいんじゃないかということも含めて、私は反対せざるを得ないということで、反対討論をさせていただきます。

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

家崎仁行議長

続いて、反対討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第64号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

家崎仁行議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

家崎仁行議長

次に、日程第9 議案第65号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第65号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

家崎仁行議長

次に、日程第10 議案第66号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第66号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

家崎仁行議長

次に、日程第11 議案第67号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第67号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12

家崎仁行議長

次に、日程第12 議案第68号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）について、議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第68号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13

家崎仁行議長

次に、日程第13 請願第2号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

玉津充君。

12番 玉津充議員

請願第2号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書の提出を求める請願に反対します。

まず来る12月10日付けの地方新聞に、議会傍聴記と題した、12月7日に行われた当議会教育民生常任委員会の記事が、請願者本人の投稿文で掲載されておりました。

内容を読み上げます。

投稿、議会傍聴記、紀北町議会教育民生常任委員会が請願採択。紀北町相賀、岩見雅夫、12月7日に紀北町議会教育民生常任委員会が開かれ、年金者組合牟婁支部岩見雅夫支部長が提出した、「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書の提出を求める請願が採択されました。

本請願は近澤、中津畑議員を紹介議員として提出され、委員会では近澤議員が説明者席に着席、請願の趣旨説明を行い、各議員の質疑に対し丁寧に答えました。

慎重審査の結果、反対、賛成の討論はなく、採決の結果、5対2の圧倒的多数で採択されたものです。教育民生常任委員会が本請願について、願意妥当として採択すべきものと決したことにより、15日の本会議で委員会報告の後、討論、採決を経て、意見書が決まります。

という内容でございます。

本文は紹介議員の活躍をたたえる内容でありまして、私は賛成議員に対して礼を失するものであると感じました。皆さんいかがでしょうか。

さて請願の中身であります。請願の項目が4項目あります。4項目目の全額国庫負担の最低保障年金制度を早期に創設することについて、私は理解できません。最低保障年金は全額国庫負担で、全ての人に最低でも月額7万円を保障する年金制度で、日本共産党では、最低保障額5万円を提案していると認識しております。

年金制度は掛け金による運営制度であり、今まで所得に応じて一生懸命苦勞して年金を納めてきた人と、そうでない人で不公平が生じます。社会通念として、全てのものが一応で等しい平等では、競争力や向上心が失われます。努力が報われ、偏らず、えこひいきのない、公平であるべきです。

また、皆さんご承知のように、この1年間において、この請願の紹介議員に、請願案件2件が委員会で否決され、議会運営に余分な労力を強いられました。その行為に遺憾の意も含めて、反対するものであります。

議員の皆様よくお考えの上、採決に臨まれますようお願いいたします。

以上です。

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

9番 近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

請願第2号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書の提出を求める請願の賛成討論を行います。

常任委員会の中でも、私は請願とはどういうものかについて、新しい議員さんもおられるので、紹介させていただきました。憲法第16条で規定されている基本的人権の一つであり、議会は、請願の受理権を認めたのは住民自治の立場から、住民の代表機関である議会に、請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である請願の趣旨の実現に努めさせるためと書かれております。

この請願制度は歴史的に見ると封建君主が持っていた絶対的権力によって侵害され、制約されていた人民の権利を救済する制度としてつくられ、今日に至っているものであると、議員必携にも記されております。

そのような皆さんの請願権に対して、内容を同意し、紹介議員になることは、何の後悔も

なく誉れなことだと私は思っております。この請願に賛成したのは、人間誰もが老いを迎えます。先日も少し前まで元気な方が、今、昼に食べるパンがないので、これから買いに行く。年をとっても何もいいことはない。私、早う死にたいと言っておりました。

また、別の方は、本当に年をとったらいいことは何もないと言っておりました。今回の請願の願意は、若い人も年をとっている人も、安心できる年金制度をつくることです。せめて老いを迎え、誰もが迎えます。自分の意思で身動きが不自由になった時でも、毎日の生活が不自由なく過ごせるように、これ以上、年金を下げたほしくない。

そして、最低限度の生活を保障してほしい。そのための年金、最低保障年金をつくってほしいということは、本当に皆さんの求めることであると思います。国会では、日本ではまだ最低保障年金制度はつくられておりませんが、世界では共通の分野に入ります。先進国でもたくさんつくられておりますし、途上発展の国でもあります。2013年では、国連で日本政府の第4回報告書を審査した、国連社会規約委員会で、日本の高齢者とりわけ女性の中に貧困が広がっていることに懸念を表明し、最低保障年金を導入すること。2000年度に勧告に続いて、改めて勧告します。生活保護についても、申請を簡略化し、スティグマをなくすよう国民を教育することを求めています。

このように最低保障年金を求めるのは人間として、憲法第25条にも求められております。文化的で最低限度の生活をする、そういうことに基づいて行われているものであり、私はこのことを求めていくのは、当然だと思います。年金をこれ以上、引き下げてほしくない。国に求めることこそ、今の生活の水準を引き上げるために、皆さんの最低の保障をしてほしいということをお願いすることこそ、地方議会に求められているのではないのでしょうか。なぜなら直接市民生活の実態に触れる機会の多い地方議会だからこそ、地方から国に対して政策の提案をする立場に立って、本請願の採択にご賛同いただきたい。議員各位のご賛同を心からお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

家崎仁行議長

続いて、原案に反対討論される方はありませんか。

奥村仁君。

5番 奥村仁議員

それでは、請願第2号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書の提出を求める請願に対する反対討論をいたします。

私はこの請願の全てを反対しているわけでもありません。年金を受給されている方、また

今後、受給される方にとって、受給額が下がってしまうこと。また、支給開始年齢の引き上げが、これ以上進むことは、老後の生活に直結することでもあり、不安なことでもあることと思います。

しかしながら、充実した社会保障を求めれば、その負担はそれを支える現役世代にふりかかります。全額国庫負担を求めたとしても、何らかの税負担増は生じることになるでしょう。今後の負担世代と受給世代のバランスを考える時、どちらも我慢する時期がきているのではないかと考えております。

毎月支給の制度を求める声もある中、隔月支給であるために、急な出費にも対応できているという声も聞きます。マクロ経済スライドの制度は、極端な賃金、物価の上昇、下落に対し、年金額への極端な影響を緩やかにするもので、例えば平成27年度のように、物価等の上昇などを折り込んだ名目取得賃金変動率で2.3%増の場合、年金財源の圧迫につながる、現役世代が減っていくことへの影響0.6%と、平均寿命が伸びることでの影響、0.3%を合わせた0.9%が差し引かれ、1.4%とするもので、平成26年度の率0.985に1.014を乗じ、0.999とするという計算式となります。

あくまで受給額を下げるためだけのものではないと考えられ、決して悪い政策とは思いません。また、最低保障年金制度を創設するということは、さまざまな理由で年金を掛けてこれなかった方への救済になると考えますが、これまで支払いを続けてきた方々との公平性が問われます。また、払わなくても、最低限の保障があるとなると、未納者が増え、これまで以上に財源の確保が難しくなるように思います。請願にある若い人も高齢者も安心できる年金制度という部分をとっても、全てを安心できる制度として求めていると感じられません。

毎月支給のメリットや年金支給開始年齢の、これまで以上の引き上げを行わないことなど、共感できる内容も含まれておりますので、全てを否定するわけではありませんが、議会としての意見書の提出を求められているため、請願内容全体を納得できるものではないので、賛成はできません。

以上、反対討論といたします。

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

当請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、私の近辺でも随分年金者が多いんですが、その人たちがだんだん減っていくのが、こうたらんというか、生活そのものがやっぱり非常に苦しくなってきたという話が聞かれます。私は年金問題はまさにこの社会保障制度の生活保護より低いのが事実であります。

ましてこの低い国民年金、各年金を国が一方的に減額をしていくという、こういう施策はまったく国民の本当に困っている人たちを救う手立てでは、政策ではないと、私は思います。

また、行政に訴えても、何ら省みない現状そのものが、原告団を組織して裁判にも訴えられております。本日、審査の対象となっている請願案件にも、国民多数の声を代弁する者、当たり前のことにつきると、私は思います。

国民の固有の権利、請願権を持って行われた本請願の願意をかみしめて、低賃金で働く若者の将来にとっても不安だと。現在の受給者にとっても、大きな不安になってきている。この声を国政に届けるためにも、この請願の採択をよろしくお願いを申し上げまして、討論に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

家崎仁行議長

続いて、原案に反対討論される方はありませんか。

大西瑞香君。

2番 大西瑞香議員

請願第2号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書の提出を求める請願に反対討論をさせていただきます。

現在の公的年金制度の財源は、皆さんご承知のとおり、保険料、国の負担分積立により成り立っております。公的年金は働けなくなった高齢者や障がいを持ってみえる方、また、家計の支え手がなくなった遺族の生活を長期間にわたって保障する制度でもあります。少子高齢化が急激に進み、生産年代が減少し、年金受給世代が増加する現状の中、財源となる保険料を支払う現役世代の加入が減り続けるという事態に直面しております。

平均寿命が伸びて年金を受け取る期間が長くなっていること。また、20代、30代の年金加入者が減少し、制度の根幹に触れる問題も発生をしております。この請願の中には、マクロ経済スライドを使って、これからも30年余も年金を減少させようとしています、また三つ目にマクロ経済スライドは廃止することとなっておりますが、このマクロ経済スライドは、物価や賃金の下がるデフレ下では、給付の抑制を行わない配慮措置を維持しながら、年金額の伸びを調整するものであり、受け取る年金の額面が前年度より減るものではありません。

また、全額国庫負担の最低保障年金制度の創設につきましては、年金制度を持続可能なものとするため、基礎年金の国庫負担割合を、平成21年度に3分の1から2分の1に引き上げるなどの改正が行われていますが、全額国庫負担となれば、財源確保に課題があること。年金にかかる制度設計は生活保護やその他の福祉制度と密接に関連しており、総合かつ政策的に議論すべき事項であります。

結局は国民全体に負担を強いられるものであり、若い人も高齢者も安心できる年金制度とは言えない最低保障年金制度であります。保険料を納める全納付者を含め、また、納付をされていない、できない方を含めた全てに対する対応については、不公平であり、また、自営業者の方等の所得を正確に把握できなければ、不公平な制度となり、公平性の面からも大変大きな課題を持っております。

以上のことから、この請願に対し反対といたします。

以上で、私の反対討論とさせていただきます。

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

続いて、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第13 請願第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

家崎仁行議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第14

家崎仁行議長

次に、日程第14 認定第1号 平成28年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第14 認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15

家崎仁行議長

次に、日程第15 認定第2号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第15 認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16

家崎仁行議長

次に、日程第16 認定第3号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第16 認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

家崎仁行議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17

家崎仁行議長

次に、日程第17 認定第4号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第17 認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第18

家崎仁行議長

次に、日程第18 認定第5号 平成28年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第18 認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第19

家崎仁行議長

次に、日程第19 陳情第1号 紀北町議会の議員定数の適正化に向けた速やかな条例の改正を求める陳情書を議題といたします。

これから討論に入りますが、委員長の報告は不採択でありますので、討論の順序が逆になります。

それでは、討論を行います。

まず、原案に賛成討論される方はありませんか。

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

原議員は出ていったけど、議長の許可を得てからじゃないと、だめじゃないですか。そこはどうですか。退席は聞いておったん。

家崎仁行議長

聞いています。以上です。聞いています。認めております。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

もう一度言います。

原案に賛成討論される方はありませんか。

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

陳情第1号 陳情書、紀北町自治会連合会会長 樋口健一氏提出の陳情事項についての賛成討論を述べさせていただきます。

この陳情書には、陳情事項として、紀北町議会の議員定数の適正化に向けた条例の改正を速やかに実行されたいに対しての賛成討論とさせていただきます。

まずこの陳情書の提出先は、行政また我々町議会議員に対して、強い影響力を持つ紀北町自治会連合会であることを重く受け止めていただきたい。また、陳情書の文言に対しても、議員の取り方もいろいろでありました。それは陳情書の文言には、議員定数の減員をはっきり打ち出していないという意見も耳にしました。

私はそれはないだろうと思いました。

陳情事項に、議員定数の適正化に向けた条例の改正を速やかに実行されたいとはっきり言っています。減員を求めないのであれば、陳情書など出す必要がないのです。条例の改正ということは、議員の定数の減員をはっきりと打ち出しています。

しかし、この問題の背景には、議員でつくっている議員定数特別委員会の存在があり、こ

の自治会連合会の重要であるべき陳情書を、重要審議しなかったことに大きな間違いがあったと思います。それはこの陳情書の重要性を認めず、自分たち議員で立ち上げている議員定数検討特別委員会の結果をもって決めているのです。

私は議員定数検討特別委員会の場においても、意見として自治会連合会からの陳情書が出ているが、結果が陳情書に対しての相反する結果が出たらどうするのかという意見も述べています。私は議員の皆様と考えていただきたいことは、現在の社会状況として、現在、国や県においても、過疎に伴う人口減において議員定数の削減、また選挙区の区割りまでも変えて削減に努めている時代です。

そこには、人口減による人口割合での裁判所の判例もあり、先の衆議院議員選挙においても、三重県でさえ5区の選挙区が4区に区割りして、減員に努めている。また、人口減が激しい島根県や鳥取県などでは、県をまたいでの区割りをして、減員に努めているのが現状です。

また、県議会においても、この地区の2人の定数が、1人区になるようなことも聞いております。そして、1人区になるのを反対しているのは、現職議員だとも聞いております。私は議員であるべき姿として、自分たちに関わる問題は、より厳しい判断をするものだと考えるべきだと思います。

私は今回の議員定数検討特別委員会の結果が、陳情書との相反する現状維持の16名に決まったことに対する反省として、次回は議員だけの特別委員会ではなく、自治会の方々にも入っていただく、開かれた特別委員会の設置を望むものであります。また、今回の紀北町自治会連合会から提出された陳情第1号の陳情書は、現在の社会状況を的確に踏まえた陳情書であり、強く賛同するものであります。

以上で、私の陳情第1号の陳情書に対する賛成討論といたします。

家崎仁行議長

続いて、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

続いて、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたしますので、間違いのないようお願いいたします。
お諮りします。

日程第19 陳情第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(少 数 挙 手)

家崎仁行議長

挙手少数です。

したがって、本案は不採択することに決定しました。

先ほど請願が採択されたことにより、意見書案が提出されることとなります。

家崎仁行議長

ここで、暫時休憩いたします。2時15分まで休憩いたします。

(午後 2時 00分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 15分)

日程の追加

家崎仁行議長

先ほど請願が採択されたことにより、意見書案が提出されました。

これを日程に追加し、別紙のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案1件について、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

家崎仁行議長

追加議事日程第1 意見書案第5号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書を議題とします。

提案者より趣旨説明を求めます。

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

意見書案第5号、朗読を持って趣旨説明とさせていただきます。

平成29年12月15日

紀北町議会議長 家崎仁行様

提案者 紀北町議会議員 近澤チヅル

賛成者 紀北町議会議員 中津畑正量

若い人も高齢者の安心できる年金制度を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

若い人も高齢者の安心できる年金制度を求める意見書(案)

厚生労働省は、2013年から今年までの4年間で、『特例水準』の解消による2.5%の削減、マクロ経済スライドの発動による0.9%の削減、今年の0.1削減など3.5%も目減りさせました。

さらに『少子化』と『平均余命の伸び』を口実に、『マクロ経済スライド』を使って、これから30年余も年金を減額させようとしています。年金はそのほとんどが消費にまわります。年金減額は当該自治体の財政にも大きく影響します。同時にマクロ経済スライドをはじめ、これからも際限なく年金の減額が行われれば、低賃金の非正規雇用で働く若者、将来の年金生活者にとっても、大変深刻な問題となります。

昨年臨時国会で、年金受給資格期間は25年から10年に短縮され、約64万人の無年金者

が年金を受給できるようになりましたが、私たちの当面の要求である毎月支給に関しては、相変わらずかたくなな態度をとり続けています。

『マクロ経済スライド』の撤回、『最低保障年金制度』の実現にも、足を踏み出そうとしていません。国は憲法第25条第2項で、「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」義務を負っています。また国民年金法では、憲法第25条第2項の規定に立って、「国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与する」としています。

しかし、年金額の実質的低下に加え、消費税などの増税、公共料金のアップ、医療・介護の自己負担の増額、物価上昇など国民の生活は維持・向上どころか、圧迫・疲弊の一途です。

よって、国におかれましては、これら国民のいのちとくらしを守り、人間としての尊厳を守る年金制度の確立に向けて、一層の施策の実施が図られるよう強く要望します。

記

1. 年金を国際水準である毎月支給にあらためること。
2. 年金支給開始年齢のこれ以上の引上げは行わないこと。
3. 「マクロ経済スライド」は廃止すること。
4. 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 家崎 仁行

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 加藤勝信様

以上です。

家崎仁行議長

以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第5号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙
手願います。

(多 数 挙 手)

家崎仁行議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

家崎仁行議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

12月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月5日に開会されました本定例会では、本日まで、終始熱心にご審議をいただき、
上程いたしました案件につきまして、原案のとおりご可決賜わり、誠にありがとうございました。

本議会で議員の皆様からいただいたご指摘やご提案に加え、住民の皆様のご要望に十分留意しながら、現在、進めております、平成30年度当初予算の編成におきましては、山積する諸課題に丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

最後になりましたが、本年も残すところわずかとなりました。議員の皆様のご1年のご労苦に心から感謝申し上げますとともに、町民の皆様ならびに議員におかれましても、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えくださいますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

家崎仁行議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

平成29年12月議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、12月5日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会することができました。心から御礼申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年末年始を控えご多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意されますようお願いいたします。なお、職員の皆様におかれましても、年末年始と、大変忙しい日が続くと思いますが、何卒よろしくお願いいたします。

最後に、町民の皆様におかれましても、日頃から町議会に対しまして、温かいご支援とご協力を賜わり、厚く感謝申し上げます。これから寒さも厳しくなる折、インフルエンザの流行も気になるところでございますが、健康には十分ご留意され、良き新年をお迎えになることを祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

家崎仁行議長

これをもちまして、平成29年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時 25分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 3 0 年 3 月 1 日

紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル